

弁理士 試験制度の ご案内

平成20年度弁理士試験から
試験制度が変わります

弁理士試験の概要

弁理士試験は、弁理士になろうとする方が弁理士として必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することを目的とした試験で、学歴等に関係なく、どなたでも受験することができる試験です。弁理士試験に合格すると「弁理士となる資格」が得られます。

弁理士試験は、筆記試験と口述試験により行います。筆記試験に合格しなければ口述試験を受験することはできません。また、筆記試験は短答式試験(5枝択一:マークシート方式)と論文式試験(論文方式)により行い、短答式試験に合格しなければ論文式試験を受験することはできません。

弁理士試験は、公的資格者等に対する試験科目の免除制度が平成14年度弁理士試験より導入され、**平成20年度弁理士試験からは、さらに多様な人材を確保するため、免除制度が拡大されます。また、平成21年度弁理士試験においても試験制度の見直しを検討しています。**

試験の内容及び資格取得までの流れ

★印は平成20年度弁理士試験より新たに実施される試験制度です。

短答式試験

試験科目

- 工業所有権(特許、実用新案、意匠、商標)に関する法令*
*出題範囲には、「工業所有権に関する法令」の規定の中で、工業所有権に関する条約に関する規定も含まれるものとします。
- 工業所有権に関する条約
- 著作権法
- 不正競争防止法

出題形式

5 枝択一:マークシート方式
(ゼロ解答は採用していません)

出題数

60題

試験時間

3.5時間

試験科目免除

次のいずれかに該当する場合は、短答式試験が免除または一部免除されます。

■前年度の弁理士試験の筆記試験合格者(ただし、前年度の筆記試験免除者を除く)

※この免除制度の適用は、平成20年度弁理士試験を最後に廃止されます。

平成20年度弁理士試験の短答式試験のすべての試験科目が免除されます。

■特許庁において審判、審査の事務に5年以上従事した者

工業所有権に関する法令、工業所有権に関する条約の試験科目が免除されます。

★工業所有権に関する大学院修了者(ただし、平成20年1月以降に進学する者)

弁理士法施行規則で定める工業所有権に関する科目の単位を修得した者は、修了の日から2年間、工業所有権に関する法令、工業所有権に関する条約の試験科目が免除されます。

〈弁理士法施行規則で定める短答式試験の一部免除に必要な科目及び単位数〉

科目	特許・ 実用新案	意匠	商標	工業所有権に 関する条約	左記の科目のうち、 1又は複数に 関する科目	合計
単位数	8	4	4	4	8	28

★短答式試験合格者(平成20年度合格者から適用)

平成20年度弁理士試験以降の短答式試験の合格発表の日から2年間、短答式試験のすべての試験科目が免除されます。

論文式試験

◎論文式試験は、必須科目と選択科目から構成されています。

★平成20年度弁理士試験から「必須科目」、「選択科目」それぞれで科目合否を判定します。

必須科目

試験科目

- 工業所有権(特許・実用新案、意匠、商標の3科目)に関する法令*

*出題範囲には、「工業所有権に関する法令」の規定の中で、工業所有権に関する条約に関する規定も含まれるものとします。

試験時間

特許・実用新案: 2時間、 意匠: 1.5時間、 商標: 1.5時間

試験免除

次のいずれかに該当する場合は、論文式試験(必須科目)が免除されます。

■前年度の弁理士試験の筆記試験合格者(ただし、前年度の筆記試験免除者を除く)

※この免除制度の適用は、平成20年度弁理士試験を最後に廃止されます。

■特許庁において審判、審査の事務に5年以上従事した者

★論文式試験(必須科目)合格者(平成20年度合格者から適用)

平成20年度弁理士試験以降の論文式試験の合格発表の日から2年間、論文式試験(必須科目)が免除されます。

※論文式試験(必須科目)の可否は、「特許・実用新案」、「意匠」、「商標」3科目一括で判定します。

選択科目

※平成21年度弁理士試験以降、さらに試験の科目及び免除について見直しを検討しています。

(次頁、平成21年度の弁理士試験制度の見直し(案)を参照)

試験科目

●次に掲げる7科目のうち、受験者があらかじめ選択する1科目

選択科目の試験は、各科目を選択した者全員が解答する「共通問題」と、試験中任意の1題を選択して解答する「選択問題」により行います。

科目	共通問題	選択問題
地球工学	基礎構造力学	建築構造、土質工学、環境工学
機械工学	基礎材料力学	流体力学、熱力学、制御工学
物理工学	物理学	制御工学、計測工学、光学、電子デバイス工学、電磁気学、回路理論、エネルギー工学、通信工学
情報通信工学	情報理論	通信工学、情報工学、計算機工学
応用化学	化学	有機化学、無機化学、材料工学、薬学、環境化学、生物化学
バイオテクノロジー	生物学	薬学、環境化学、生物化学、生命工学、資源生物学
弁理士の業務に関する法律	民法	民事訴訟法、著作権法、不競法・独禁法、行政法、国際私法

試験時間

1.5時間

試験免除

次のいずれかに該当する場合は、論文式試験(選択科目)が免除されます。

■前年度の弁理士試験の筆記試験合格者(ただし、前年度の筆記試験免除者を除く)

※この免除制度の適用は、平成20年度弁理士試験を最後に廃止されます。

■他の公的資格者

技術士、一級建築士、第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者、情報処理技術者*、電気通信主任技術者、薬剤師、司法試験合格者、司法書士、行政書士

*弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者に限ります。

■「選択問題」に関する分野の研究により学校教育法に規定する修士又は博士の学位を有する者

※事前に工業所有権審議会会長から選択科目免除資格認定を受ける必要があります。

★論文式試験(選択科目)合格者(平成20年度合格者から適用)

平成20年度弁理士試験以降の論文式試験の合格発表の日から永続的に免除されます。

口述試験

筆記試験合格者に対し、工業所有権(特許・実用新案、意匠、商標の3科目)に関する法令*に関する試験を面接方式で実施します。

*出題範囲には、「工業所有権に関する法令」の規定の中で、工業所有権に関する条約に関する規定も含まれるものとします。

試験免除

特許庁において審判、審査の事務に5年以上従事した者

実務修習(新設)

平成20年10月から弁理士として必要な実務能力を担保するため、弁理士登録前に実務修習制度が義務化されます。

弁理士登録

※詳しくは、平成20年1月公告予定の官報、特許庁ホームページ、受験案内をご参照ください。

平成21年度の弁理士試験制度の見直し(案)

※弁理士試験制度については、引き続き平成21年度に向けて以下のような見直しの検討を行っているところです。見直し案がまとまりましたら特許庁ホームページにてお知らせする予定です。

◆論文式試験(選択科目)の科目の見直し

- 広範囲な技術等の分野を取り込めるようにするため科目の構成の見直しを検討しています。
- 現行の「共通問題」と「選択問題」の2階層を合わせて1階層化し、その中から1つの問題を選択し解答することを検討しています。

◆論文式試験(選択科目)の免除の見直し

- 修士又は博士の学位を有する者の選択科目免除は、現在「選択問題」に掲げられた学術分野において論文を作成し修了した者としていますが、上記の科目の見直しの検討に併せて、「科目」に掲げられた学術分野において論文を作成し修了した者を免除の対象とすることを検討しています。
- 専門職大学院において学位論文が必修として修了要件とされ、かつ、論文式試験(選択科目)の「科目」に掲げられた学術分野に該当する論文を作成し修了した者を免除の対象とすることを検討しています。

このパンフレットに関するお問い合わせ

工業所有権審議会 弁理士審査分科会 事務局

(特許庁総務部秘書課弁理士室試験第一班)

TEL:03-3581-1101(内線2020)

E-mail:PA0113@jpo.go.jp